

全国介護保険担当課長会議資料

令和8年7月15日（水）

認知症施策・地域介護推進課

目次

【認知症施策・地域介護推進課】

1. 特定地域サービス及び特定地域居宅サービス等事業について・・・・・・・・・・ 1
2. 地域における頼れる身寄りがいない高齢者等に係る相談支援体制の整備について・・・・・・・・ 5
3. 有料老人ホームにおける新たな相談支援の類型（登録施設介護（予防）支援）について・・・・ 9
4. 介護支援専門員の更新制の廃止・研修の見直しについて・・・・・・・・・・・・ 13
5. 介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について・・・・・・・・・・・・ 18

1. 特定地域サービス及び特定地域居宅サービス等事業について

今般成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号）による介護保険法の改正においては、中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる「特定地域サービス」及び地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設し、令和 9 年 4 月に施行することを予定している。

（1）特定地域サービスについて

これまで、特例介護サービスとして、基準該当サービス及び離島等相当サービスとして、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当サービスするサービスについて、市町村が認める場合に、保険給付の対象（特例居宅介護サービス費の支給）とすることを可能としてきた。

今般、社会福祉法等の一部を改正する法律において介護保険法を改正し、特例介護サービスの一類型として、新たに特定地域居宅サービスを創設し、居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスであって、特定地域（人口の減少その他の厚生労働省令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。以下同じ。）に所在し、かつ、指定居宅サービスの事業に係る基準のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものを受けた場合において、必要があると市町村が認めるとき、特例居宅介護サービス費を支給するものとし、配置基準の弾力化を可能とする。居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス及び介護予防支援についても準じた改正を行う。

また、特定地域居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に当たっては、包括的な評価の仕組み（利用者 1 人当たりの月単位の定額報酬）の導入を可能とする。なお、包括的な評価については、訪問介護における戸別訪問型のサービス提供の実態を踏まえながら、身体介護・生活援助といったサービス提供の内容や利用回数等に応じた複数の報酬区分を設定することを想定しており、今後、具体的な報酬設定に当たっては、中山間・離島等地域の事業所の経営状況等の実態を把握しつつ、社会保障審議会介護給付費分科会で検討を行う予定である。

また、特定地域居宅サービスに係るケアマネジメントについては、指定サービスや既存の特例介護サービスと同様、居宅介護支援（要支援者の場合は介護予防支援）として行うこととしている。

① 配置基準について

配置基準の弾力化については、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等が考えられる。導入に当たっては、利用者の安全などサービスの質の確保に留意しつつ、現行の基準該当サービスの取組等を踏まえ、国において人員配置基準等を設定することを想定している。加えて、サービスの質の確保を図る等の観点から、自治体が随時サービス提供状況の確認を行うことや、ケアマネジャーを始めとする地域の関

係者との連携など、外部の目が入る仕組みとするといったことも必要であると考えられ、配置基準の弾力化の対象となる具体的なサービスや基準弾力化の内容を含め、運営に当たっての詳細な要件については、今後、令和9年度介護報酬改定に向けた議論のプロセスにおいて、社会保障審議会介護給付費分科会において検討を行う予定である。

② 費用の支給について

特定地域サービスに係る支給額は、指定サービス等と同様に、厚生労働大臣が定める各サービス費の基準額の9割相当（原則1割自己負担）を基準として、保険者が定めることとしている。特定地域サービスは、特例介護サービス費の支給対象となるサービスの一類型であるため、これまで同様、高額介護サービス費等の対象となるほか、区分支給限度基準額管理の対象となる。また、特例介護サービス費については、法定代理受領の規定を設けていないため、原則として償還払いとなるが、現行の基準該当サービス等と同様、保険者ごとに代理受領契約を結び、利用者からの委任を得ることにより、現物給付に準じた取扱いとすることができる。具体的には、利用者から代理受領に対する委任状を事業者に提出していただくことで、指定サービスと同じように、利用者が直接事業者を支払う額は、原則サービス提供にかかる費用の1割とし、保険者から事業者に対して直接残りの9割を支払うことが可能である。また、当該支払に係る審査・支払は、国民健康保険団体連合会に委託することが可能となる。こうした運用の詳細については、今後、施行に向けて、現行の基準該当サービス等に係る運用を参考にしつつ、保険者が実施する場合の要綱のひな形をお示しすることを予定しているので、参考にされたい。

③ 事業所管理について

特定地域サービスを提供する事業所・施設については、基本的に保険者への登録を行い、事業所台帳において特定地域サービス事業所番号を付与して管理することを想定している。当該登録については、電子申請・届出システムを通じて行うことも可能とすることを予定している。

(2) 特定地域居宅サービス等事業について

(1) に掲げる給付による特例の仕組みを活用しても、利用者数の減少等によりなおサービス提供体制の維持が困難なケースに対応するため、その区域内に特定地域を有する市町村が地域支援事業として、介護保険財源を活用して、給付に代えて居宅サービス等を実施可能な仕組み（「特定地域居宅サービス等事業」）を創設する。

特定地域居宅サービス等事業については、当該市町村の区域内にある特定地域の区域に住所を有し、かつ、要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者のうち、居宅において介護を受けるものが事業を利用することが可能となる。

この事業の活用が考えられるケースとしては、通常の訪問圏域を超えて訪問するケースや、通所介護など他のサービス類型の事業所から訪問するケースなどを想定しており、特定地域居宅サービス等事業として提供することができるサービスは、次のとおり。

- ・ 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護又は短期入所生活介護のいずれか、またはこれらを組み合わせたサービス
- ・ 介護予防訪問入浴介護又は介護予防短期入所生活介護のいずれか、またはこれらを組み合わせたサービス

なお、人員配置等の在り方については、今後、社会保障審議会介護給付費分科会において議論される特定地域サービスにおける基準をベースに、省令等において規定することを想定している。また、ケアマネジメントについては、指定サービスと同様、居宅介護支援（要支援の場合は介護予防支援）として行うこととしている。

① 事業費の支払・事業所管理について

先述のとおり、特定地域居宅サービス等事業は、市町村が地域支援事業として、介護保険財源を活用して、給付に代えて居宅サービス等を実現することが可能な仕組みである。現行の地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業又は包括的支援事業といった区分ごとに、各市町村の地域支援事業の上限額が設定されているが、当該特定地域居宅サービス等事業については、別個に上限額を定めることを検討している。加えて、市町村は、当該特定地域居宅サービス等事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該特定地域居宅サービス等事業の実施を委託することができる。また、特定地域居宅サービス等事業の実施の委託を受けた者は、特定地域居宅サービス等事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

なお、当該事業は市町村から事業者への委託により行われるため、審査・支払というプロセスは存在せず、したがって、事業所台帳等での管理等は不要となる。当該委託契約に係る委託費については、通常の圏域を超える移動経費等を含めて、事業費として支払うことを可能とすることを検討している。

なお、特定地域居宅サービスにおける包括的な評価の仕組みとの関係や、詳細な各基準の内容や、事業費の考え方などについては、今後、関係審議会等での議論も行った上で、お示しすることを予定している。

(3) 自治体における検討の手順について

各自治体における「特定地域」の選定や、「特定地域サービス」及び「特定地域居宅サービス等事業」の活用を検討については、今後、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で準備いただくこととなる（介護保険計画課資料参照）。計画策定時に加えて、実際の特例の導入の検討に際しても、都道府県と市町村との間で協議することや、事業者や住民の意見を十分に踏まえることが重要であり、こうした自治体での議論の進め方については、今後、手引きとして整理し、お示しすることを予定している。

あわせて、特定地域居宅サービス等事業については、前述のとおり、市町村から事業所に対して委託等を行う形で実施することが想定されるところ、こうした場合の標準的な手続き、必要となる文書のひな形の整理のほか、特定地域居宅サービス等事業の実施にあたってのケアマネジメントに関する基本的な考え方なども、今後お示しする予定の手引きの中で併せてお示しする予定である。

1.(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

中山間・人口減少地域では、「高齢者人口の減少」「生産年齢人口の減少による介護人材の確保の困難」が進んでおり、必要なサービスを維持するため、**地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組み**を設けることが必要となっています。

特に、これらの地域における訪問介護については、「利用者の事情による突然のキャンセル」「利用者宅間の移動に係る負担」「季節による繁忙」などにより、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持が課題となっています。

新たに創設

見直し内容

中山間・人口減少地域（※1）の事業所の実情を踏まえて、**選択可能な新たな給付や事業を創設**します。

① 特定地域サービス（※2）

- ・包括的な評価（月当たり定額報酬）の導入
- ・人員配置基準の弾力化（※3）
（管理者・専門職、夜勤職員の要件の緩和等）

② 特定地域居宅サービス等事業

- ・市町村が、給付に代えて、介護保険財源を活用して（地域支援事業として）事業費で委託

（※1）国において、高齢者の人口密度や高齢者人口の減少などに着目した一定の客観的な基準を設定

（※2）障害福祉分野においても同様の見直しを行う。

（※3）職員の負担や質の確保への配慮を前提。

	現行（指定サービス）	特定地域サービス（介護（予防）給付）	特定地域居宅サービス等事業（地域支援事業）
地域	全国	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域
人員配置基準	国の基準に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）をもとに市町村が決定
報酬等	全国一律の介護報酬	中山間・人口減少地域の事業所の実情を踏まえた介護報酬	事業費（市町村が委託）
報酬等イメージ	出来高 1回○○円	包括的な評価を選択可能 月○○○円/人（包括的な評価）	特定地域サービス（介護給付）における報酬分に加えて、通常の圏域を超える移動経費等を含めて、事業費として支払い
類型	居宅・施設サービス等	居宅・施設サービス等	居宅サービス等
対象事業所の手続き	指定	市町村に登録	市町村から委託等

（※）省令等に規定する予定

特定地域居宅サービス等事業の活用が考えられるケース



施行日：令和9年4月1日

3

2. 地域における頼れる身寄りがいない高齢者等に係る相談支援体制の整備について

(1) 令和8年社会福祉法等の一部改正について

令和7年12月に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、地域包括支援センターは、医療・介護連携を始めとする地域のネットワークづくりや、地域における社会資源の創出など、地域全体の支援を担う役割を発揮できることが重要とされたところである。

特に、頼れる身寄りがいない高齢者等への生活課題については、地域の適切なつなぎ先が明確化されていないこと等により、ケアマネジャー等がシャドウワークとして実施せざるを得ないケースも増加していることから、地域課題として地域全体で対応を協議することが必要であり、市町村が主体となって、地域ケア会議等を活用して地域課題として議論し、制度の活用や地域資源の活用を含めて、必要な資源を整理するとともに、医療・介護関係者や、地域住民、社会福祉協議会、NPO法人、民間事業者、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、老人クラブ、民生委員など必要なニーズに対応した関係者・関連事業につなげていくことが考えられる。

こうした観点から、今般成立した、社会福祉法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正においては、地域における頼れる身寄りがいない高齢者等の相談支援体制の整備及び地域資源の活用・開発を推進するため、頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応について、地域包括支援センターによる包括的支援事業（総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）の相談対象とすることや課題対応を行うことを明確化している。あわせて、各市町村で地域課題として議論し実効的な課題解決を行うため、圏域ごとの体制づくりを行う観点から、地域ケア会議の実施を地域包括支援センターに委託できることを明確化し、障害や生活困窮等の他分野も含めた関係会議・関係主体との連携を努力義務としている。

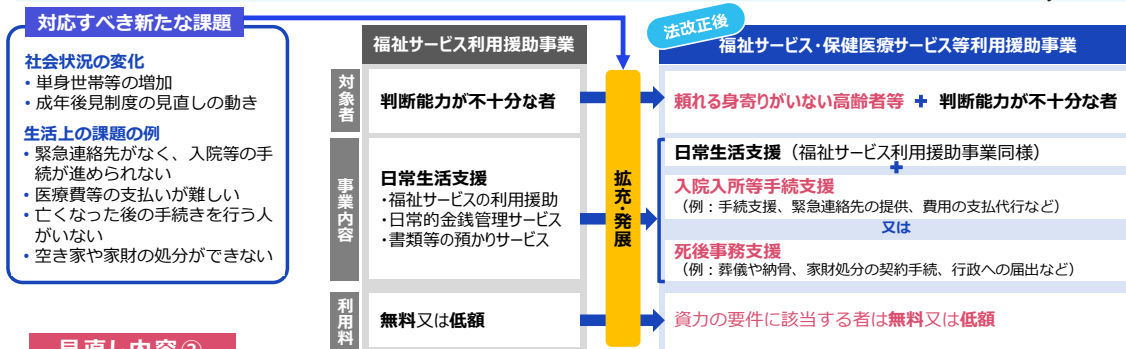
今後、令和9年4月の施行に向けて、地域支援事業実施要綱や地域包括支援センターの設置運営に関する通知等の改正を見込んでおり、各市町村においても、このような改正を見据えて、市町村における必要な相談支援体制が整備されているか確認するなど必要な対応を進めていただきたい。

1. (3) 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け**、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。



見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）**とともに、**地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）**し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

施行日：①法律の公布後2年以内に政令で定める日、②令和9年4月1日

(2) ガイドブックの活用について

令和7年度老人保健健康増進等事業において、頼れる身寄りがない高齢者等への支援に関する先進自治体での取組事例をもとに、地域における議論の場の設置や議論のプロセス、地域資源の整理・開発に向けた取組の可能性を提示したガイドブックを作成し、本年5月の介護保険最新情報(令和8年5月11日介護保険最新情報 vol. 1503)において都道府県及び市町村へ周知をしている。

本ガイドブックは、頼れる身寄りがない高齢者等への支援にあたり、地域ケア会議等の議論の場を活用しながら、今後の取組の展開につなげていく手順書としている。同ガイドブックでは、議論の場の立ち上げ、関係機関が参加する実際の検討の場の運営、検討後の取組の展開までを見据えた、問題解決の一連のプロセスにおける取組のポイントや留意事項を整理して提示している。各市町村においては、本ガイドブックの内容を参照いただきつつ、地域での議論を推進していただきたい。

令和7年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「身寄りのない在宅高齢者への支援に関する調査事業」

地域における頼れる身寄りがない高齢者等
への支援に関する自治体向けガイドブック

事例編

令和8（2026）年3月
株式会社日本総合研究所

取組事例 | 地域資源マップによる情報整理（朝来市）

朝来市での取組概要

地域 : 兵庫県中北部
人口 : 28,239人
高齢化率 : 36.4%

■ 朝来市では、頼れる身寄りがない高齢者等への支援課題を検討する**多職種による議論の場**を設置し、困りごとを起点の**地域資源マップ**を作成。
■ 支援者側だけでなく、地域住民への啓発教材としても活用。

朝来市身寄りがない人を支える資源マップ

【概要】
困りごととそれに対応する現場の工夫が整理され
ている地域資源マップ

【目的・対象】
・頼れる身寄りがない高齢者等に対応する支援
者の参照先
・地域住民への啓発資料
・専門職・関係者のガイドブック

【記載内容】
「介護福祉」「医療」「財産金銭管理」「日常生活」
の**各カテゴリに対応する困りごとをもとに、活用可能な制度や地域資源を整理**

資源マップ



朝来市役所 社会福祉課 地域福祉推進課

取組ポイント① 頼れる身寄りがない高齢者等の「困りごと」をもとにした地域資源の整理



■ 朝来市の地域資源マップでは、「介護福祉」「医療」「財産金銭管理」「日常生活」の**カテゴリごとに頼れる身寄りがない高齢者等の困りごとを分類し、それに対応する形で活用可能な制度や地域資源が整理されている。**
■ そのため、地域資源の情報整理に留まらず、**支援者が頼れる身寄りがない高齢者等への支援に困った際の参照先・ガイドブックとしての活用や、住民が身寄りがない場合に今後どのようなことに困るのかということが学べる啓発教材としても活用されている。**
(参考リンク)「身寄りがない人を支える資源マップ」作成！
- 朝来市公式ホームページ

2

令和7年度老人保健健康増進等事業「身寄りのない在宅高齢者への支援に関する調査事業」（実施主体：株式会社日本総合研究所）

事務連絡
令和8年5月11日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和7年度老人保健健康増進等事業「身寄りのない在宅高齢者への支援に関する調査事業」及び「保険外サービス活用推進等に関する調査研究事業」の報告書について（情報提供）

平素より介護保険行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和7年度老人保健健康増進等事業において、「身寄りのない高齢者等とそのニーズに対応した地域資源とをマッチングさせるために、地域に求められる体制や役割、経緯や効果・課題プロセス等についての調査」や「市町村における地域ニーズを解決する保険外サービスの効果的な創出・普及方法並びに体制の構築についての調査」が実施されました。
今般、以下のとおり、当該事業の実施主体（（株）日本総合研究所）のホームページに掲載されましたので、各自治体における施策の実施に当たりご活用いただければと思います。

[「身寄りのない在宅高齢者への支援に関する調査事業（令和7年度老人保健健康増進等事業）」の報告書、頼れる身寄りがない高齢者への支援に自治体が取り組む際の論点やポイント等を整理した自治体向けのガイドブック](#)



[「保険外サービス活用推進等に関する調査研究事業（令和7年度老人保健健康増進等事業）」の報告書、保険外サービスを情報提供するための基本的なステップやステップごとの留意点をまとめた手引き・ポイント集](#)

[増進等事業）」の報告書、保険外サービスを情報提供するための基本的なステップやステップごとの留意点をまとめた手引き・ポイント集](#)



2

令和7年度老人保健健康増進等事業「身寄りのない在宅高齢者への支援に関する調査事業」及び「保険外サービス活用推進等に関する調査研究事業」の報告書について（情報提供）

7

（３）高齢者等終身サポート事業者との連携

近年、身寄りのない高齢者等への身元保証や日常生活支援、死後事務などを行う民間事業者（高齢者等終身サポート事業者）が増えており、その適正な事業運営を確保しつつ、事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるよう、関係省庁と連携して、令和６年６月に高齢者等終身サポート事業者ガイドラインを策定した。

令和７年８月には全国レベルの事業者団体が立ち上がっており、本年（令和８年）６月には、同団体においてガイドラインを上回る基準を定めた優良事業者の認定制度が創設されている。先述の地域ケア会議などの地域における協議の場を活用するなど、こうした事業者と、地域の関係者との間での信頼関係の構築にむけて各自治体においても必要な取組を進めていただきたい。

3. 有料老人ホームにおける新たな相談支援の類型（登録施設介護支援）について

（１）有料老人ホームにおけるケアマネジメントのあり方の見直しの経緯等

有料老人ホームについては、これまで、「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」や「社会保障審議会介護保険部会」意見書でも、有料老人ホームの運営の透明性や、提供されるサービスの質の確保に関する課題、現行の届出制の下での都道府県等による指導監督の限界も指摘されたこと等を踏まえ、有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など特に入居者保護の必要性の高い者を入居対象とするホームを対象に、登録制を導入することとしたところ。

この登録制の導入に加えて、介護付き有料老人ホームと住宅型有料老人ホームの入居者像が極めて近いものとなっていることや、住宅型有料老人ホームは、制度上は介護サービスの提供への関与が想定されておらず、その結果として、「囲い込み」といった課題が顕在化していることへの対応として、登録制の対象となる有料老人ホームでのケアマネジメントについて、新たな相談支援類型（登録施設介護支援）を創設することとしたところ。

本サービスは、これまでの居宅介護支援とは別のサービスとして新たに創設するものであり、ケアプラン作成と併せて、地域住民等の行う要介護状態の軽減・悪化防止のための活用や、地域において自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助（詳細は今後介護給付費分科会等で議論）を行うこととしており、ともすればホーム内で生活が完結しやすい住宅型有料老人ホームにおいて、地域とのつながりの機会が確保され、入居者が尊厳を保持し、自立した日常生活を続けていくことを目指すものである。

なお、本サービスは、基本的に居宅介護支援事業所が登録施設介護支援事業所の指定も受けて実施することを想定しているところ、指定の手続きについては、既に居宅介護支援の指定を受けている事業所の場合には当面の間、登録施設介護支援の事業所とみなすこととするなど、既存の居宅介護支援事業者が支援を継続しやすい仕組みとしている。

また、登録施設介護支援の導入にあたっては、近年、住宅型有料老人ホームでは、入居者の住まいや生活面においてホームの関与が見られるとともに、介護サービスの選択においても、実態上はホームによる関与が見られるなど、一般的な在宅とは大きく事情が異なっていることを踏まえ、ケアプラン作成を含めて定率負担で対応している介護付き有料老人ホーム等の仕組みとの均衡の観点から、介護付き有料老人ホーム等と同様に、原則１割の利用者負担を求めることとしたところ。

ただし、重度の方や経済的に厳しい状況にある方が必要な介護サービスを受けることが困難とならないよう、高額介護サービス費の仕組みの対象とし、登録施設介護支援の利用者負担も含めて所得に応じた月額上限の範囲内とすることとしている。

なお、上述した、登録施設介護支援の導入について規定した「社会福祉法等の一部を改正する法律案」は、令和８年６月に国会で成立したところだが、施行については、「公布後３年以内に政令で定める日」としており、施行日については追ってお示しする。

(2) ケアマネジャーにかかる現場での実務等について

今回の制度改正により、登録施設介護支援の導入を通じて、

- ・ ケアマネジャーが、ホームと対等な立場で、ホームと協力して、入居者本人の希望や置かれている状況、生活課題等を適切に把握し、利用者の自立支援や重度化防止に資する、利用者本位のケアプランの作成が可能となるとともに、
- ・ 適切な介護サービスの提供とあわせて、本人の意思に即した地域活動等への参画も含めてトータルに支援することが可能となることから、入居者が自らの希望と必要性を踏まえ、介護サービスを選択できるようになる

といったことが期待される。

他方で、登録施設介護支援の創設に伴い、手続きの負担増や、利用者負担が生じることによる費用徴収事務等が発生することが想定されるところであり、こうした事務負担については、可能な限り軽減することが重要であると認識しており、考えられる詳細な手順等については、今後施行に向けて、お示しすることを予定している。

具体的には、例えば、請求事務等に係る負担については、現在、住宅型有料老人ホームの入居契約に当たって、利用者や家族の負担を考慮し、事業所間の連携により、入居契約と同じタイミングで、居宅介護支援の利用契約等の手続きも併せて行っているケース(※)があると認識している。今回の新たな相談支援の種類の導入後も、各契約の独立性に留意しつつ、こうした方法で契約手続きを行うことにより、ケアマネジャーの事務負担の軽減が図られるものと期待される。また、利用料の請求についても、有料老人ホームの入居費や介護サービスの利用料と同様、口座振替になることが考えられることから、必ずしもケアマネジャーが直接現金徴収を行う必要はないと考えている。

(※) 例えば、ホームに新規入居する際に、利用者や家族の負担を考慮して、有料老人ホームの担当者とケアマネジャー担当者が一堂に会し、利用者に順番に説明をしてそれぞれ利用契約をすることなどがある。

このほか、有料老人ホーム側の基準等については検討会等で、登録施設介護支援の人員配置等の基準や報酬については、介護給付費分科会等で今後議論する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

- 小規模市町村における包括的な支援体制の整備**
小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。
※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。
 - 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化**
中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。
 - 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実**
頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。
 - 成年後見制度等の適切な利用の支援**
成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。
 - 有料老人ホーム制度の見直し**
中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。
 - 介護保険事業（支援）計画の見直し**
介護サービス量等の中長期計画および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。
- #### 2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援
- 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進**
福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。
 - 介護福祉士養成施設卒業生の経過措置の見直し**
令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業生については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。
 - ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止**
介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。
- #### 3. 支援基盤の強化等
- 社会福祉連携推進法人制度の活用推進**
社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。
 - 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化**
災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

施行日：令和9年4月1日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項を参照ください。）

1. (5) 有料老人ホーム制度の見直し(主な改正内容)

見直し内容

有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直します。

いわゆる「囲い込み」対策の強化

「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

登録制の導入

老人福祉法

有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホーム（※1）について、入居者保護の観点から、登録制を導入します。

（※1）対象ホームは、入居対象者の要件により判断。現存する有料老人ホームの大半が対象となることを想定。

① 事業者間の独立性の確保

老人福祉法

登録制対象（※）の「住宅型ホーム」について、

- ・相談支援（ケアマネジメント）事業者
- ・介護サービス事業者

の独立性を確保する措置（※2）を導入します。

（※2）特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表、会計の区分経理等

② 新たな相談支援類型の導入

介護保険法

登録制対象の「住宅型ホーム」の入居者に対し、ホームと対等な立場で

- ・ケアプラン作成
- ・地域生活相談（地域活動等の参加への支援）

を包括的に提供する新たな相談支援類型を導入します（※3）。（登録施設介護（予防）支援）

（※3）当面の間、既存の居宅介護支援事業者は、新たな指定申請を不要とする予定

③ 入居者紹介事業に係る認定制度の創設

老人福祉法

有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設します。

（※）登録制の対象とはならないホームについても、所要の見直しを行う。

① 基準・規制の整備

老人福祉法

登録制対象（※）の「住宅型ホーム」及び「介護付きホーム」について、

- ・運営・人員基準（※4）
- ・利用者保護に関する規制

を導入します。（※4）現行の標準指導指針を遵守しているホームにとって、過度な負担とならない水準とすることを想定

② 適切な支援・サービス利用確保の責務

老人福祉法

登録制対象（※）の「住宅型ホーム」に対し、

- ・新たな相談支援類型による適切な相談支援
- ・適切な介護サービスの利用

を確保する責務を規定します。

③ 新たな相談支援類型の導入（再掲 ※左記参照）

介護保険法

④ 利用者負担の均衡

介護保険法

新たな相談支援類型については、「介護付きホーム」等との均衡の観点から、利用者負担（原則として1割）を求めます（※5）。

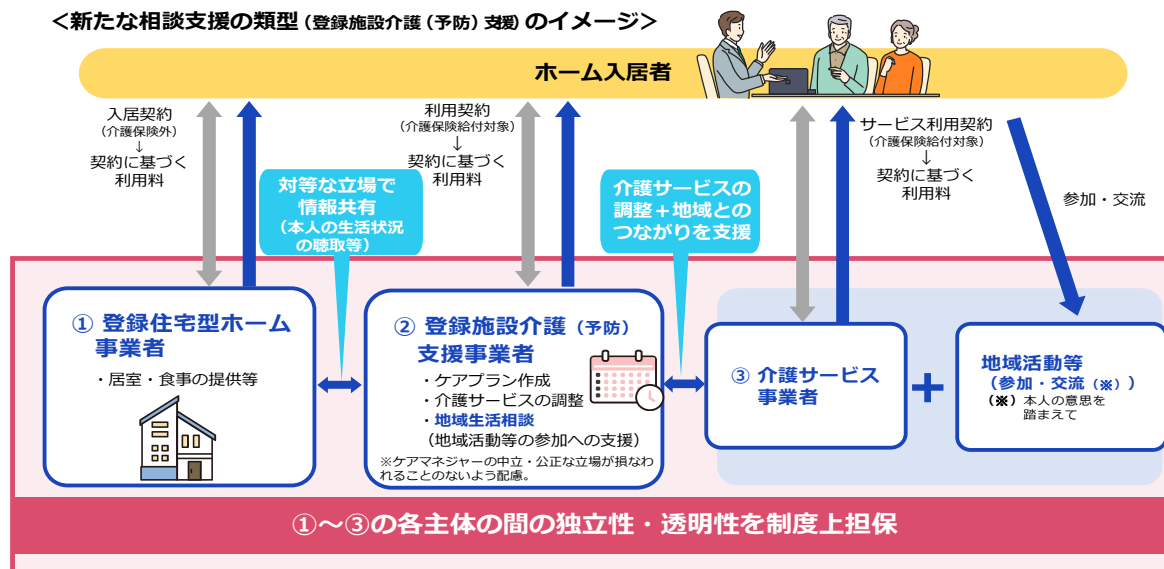
（※5）費用徴収に伴う事務負担軽減の方法を周知予定

施行日：令和9年4月1日、法律の公布後2年以内に政令で定める日又は法律の公布後3年以内に政令で定める日（円滑な移行のための所要の経過措置を設ける）

1.(5) 有料老人ホーム制度の見直し(新たな相談支援の仕組み)

有料老人ホームの見直しにあわせて、入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援の仕組みを創設します。

<新たな相談支援の類型(登録施設介護(予防)支援)のイメージ>



※ 特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)では、①～③を一体的に提供(外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供)

4. 介護支援専門員の更新制の廃止・研修の見直しについて

高齢化が進展し、ケアマネジャーの役割の重要性が増加している一方で、その従事者数は横ばい・増加傾向にあり、将来的な人材確保が課題となっている。そうしたなかで、ケアマネジャーの更新制の廃止・法定研修の見直しについては、令和8年6月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」による介護保険法の改正において、ケアマネジャーの人材確保・定着を図り、負担を軽減する観点から、研修受講を要件とした資格の更新制を廃止するとともに、専門職としての資質の維持等の観点から、定期的な研修の受講を求める（主任ケアマネジャーも同様）こととされた。

なお、この見直しの施行時期については改正法公布後「1年6月以内に政令で定める日」としており、具体の日付は、都道府県における準備期間等も踏まえて、今後政令において規定する予定であるため、ご承知おきいただきたい。

（１）制度改正の具体的な内容等について

① 研修内容等について

現行の法定研修は、資格の更新と研修受講が紐付いており、更新期限までに研修を受講しない場合直ちに資格を失うこととなっているため、更新切れを機に退職する方もいるなど、受講者にとって時間的・経済的負担が大きいという声も多くあったところ。

このため、今回の改正により、受講者の時間的・経済的負担の軽減を図ることとして、それぞれ以下のとおり検討しているので、ご承知おきいただきたい。

具体的に、時間的負担の軽減については、

- ・ 5年間など一定の期間内での分割受講を可能とすることにより、一回当たりの研修時間を縮減
 - ・ 実務面の知識や技術のアップデートや実践上の留意点の習得を目的とする「講義形式」の時間数の見直し、
 - ・ 初回の更新研修等、特に時間数が多く負担が大きい研修課程の見直し
- などを中心に、全体の時間数を可能な限り縮減することとしている。

また、経済的負担については、全国統一的な実施が望ましい講義等の科目について、国レベルで講義部分等の研修資材を一元的に作成し、オンライン・オンデマンドでの受講を可能とすることを予定しており、前述した研修時間の見直しと併せて、都道府県がそれぞれ実施する現行の仕組みと比べて、費用面でも一定の軽減が見込まれると考えている。なお、これまで各都道府県あてに、地域医療介護総合確保基金において研修の実施に必要な経費を支援するメニューを設けており、当該メニューを活用して受講料の軽減につなげていただきたい旨お知らせしてきたところであるが、各都道府県におかれては、引き続き当該メニューの積極的な活用を改めてご検討いただき、ケアマネジャーの負担軽減及び人材確保に努めていただきたい。（参考資料1）

加えて、研修の内容についても、都道府県ごとにバラツキがあるといった声の大きいことから、例えば、

- ・ 講義については、前述の国レベルで作成した研修資材において、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識を学べるようにするとともに、
- ・ 演習についても、より実践的な内容となるよう、近年顕在化している事例（直近の法改正・報酬改定を踏まえた事例、地域ケア会議等で把握した事例、単身高齢者への支援についての事例等）を適切に盛り込んでいただく

ことを考えており、地域ごとの研修の質の均てん化を図り、研修内容の質を担保できるよう、必要な対応を行う予定であり、各都道府県におかれても、具体的な事例の活用についてあらかじめご検討いただきたい。なお、国が作成する研修資材については、令和7年度補正予算において予算を確保し、繰り越して令和8年度中に作成することとしているが、本年12月頃までにはその内容についてお示しすることとしているのでご承知おきいただきたい。（参考資料2）

（再研修の取扱いについて）

「再研修」については、今回の制度改正における更新制の廃止を踏まえ、これまで資格の有効期間が切れた方々が復職する際に受講することとしていた位置付けを見直すこととしている。具体的には、これまでの「再研修」は廃止し、これに代わる新たな研修として、離職後に生じた制度や報酬の変更等に係る知識のアップデートを目的とした、円滑な復職のための簡素な研修とすることを考えている。現行の「再研修」の時間数から大幅に削減し、オンライン・オンデマンドによる柔軟な受講方法としつつ、復職に当たって十分な研修を求めるニーズもあることを踏まえて、一部を復職後に受けられるようにすること等を検討している。

こうした研修の見直しの方向性を含め、詳細については、今後、関係団体や有識者等のご意見を踏まえつつ、介護保険部会等での議論を経て整理を行う予定であり、各都道府県に対しても年内にめどにお示し出来るよう進めてまいりたい。

② 研修受講の義務について

今回の見直しにおいて、ケアマネジャーが5年間などの一定期間内に研修を受講していない場合については、これまでの取扱いと異なり、まずは事業者に対して研修受講機会確保のために必要な措置を講ずるよう義務を課すこととし、以下のように段階的に措置を講ずることになる。具体的には、

- ・ ケアマネジャーが正当な理由なく研修を受講していない場合、まずは都道府県から当該ケアマネジャーを雇用している事業者に対して、研修の受講の機会を確保するために必要な措置を行うよう要請し、仮に事業者が必要な措置を講じていない場合、都道府県から当該事業者に対して、勧告、公表、命令等を行い、併せて、指定権者としての指導監督や指定取消等を行う。
- ・ その上で、事業者が必要な措置を講じたにも関わらず、本人が受講しない等の状況が生じた場合には、都道府県から本人に対して、研修受講命令や、命令に従わない場合の業務禁止命令が行われ、それでも正当な理由なく受講しない場合は、最終的に登録の消除の対象となり得る

といった仕組みを検討しているところ。

このように、今回の見直しでは、研修未受講者に対しては必要なプロセスを経たうえで対応することとなり、研修を受講していなかった場合でも直ちに業務禁止となることは想定していないが、現場において適切な運用が図られるよう、引き続き関係者のご意見も踏まえながら、必要な対応を検討する。

なお、今回の制度改正に伴い、事業者の義務についての扱いは検討することになるが、現状、ケアマネジャーが法定研修を受講するにあたり、業務時間として位置づけていない事業者も一定数存在するものと承知している。こうした事業者に対して、ケアマネジャーが更新研修等、参加が業務上位置づけられている研修を受講する際には、労働

時間として適切に扱っていただくよう、改めて管内事業者への周知徹底をお願いしたい。

（２）受講管理システム等について

受講管理の仕組みについては、現行は実施主体である都道府県において管理いただいているところ、既に一定程度の都道府県で市販の研修システムが利用されていると承知している。それを踏まえ、改正後の法定研修の受講管理についても、既存システムの活用を基本とすることが現実的であると考えている。

一方で、今回の見直しでは、複数年度にわたって研修を分割して受講することが可能となり、また、ケアマネジャーがやむを得ない事情等により都道府県をまたいで複数の都道府県で研修を受講するケース等も想定されるところ、既存の受講管理システムは、年度をまたいだ受講管理や他都道府県での受講状況の把握を前提としていないため、必要な改修や連携を行う必要があると考えている。あわせて、都道府県が対象者の把握や他都道府県での受講状況を確認できるようにする観点から、国の介護保険事業者・介護支援専門員管理システム（ケアマネシステム）について、必要な機能追加を行うことも必要であると考えている。

受講管理の仕組みに関わるシステムの具体的な実装等について、詳細は追って、各都道府県向けに説明会を実施することを予定しているところであるため、ご承知おきいただきたい。なお、現在、既存システムを使用せずに受講管理を行っている都道府県におかれては、受講管理のためのシステムの導入を改めてお願いする。

なお、今回の制度改正では、受講管理について、都道府県が指定する機関（指定研修受講管理機関）に行わせることができる取扱いとしているところ、詳細な運用については、追って通知等でお示しする。

(参考資料1)

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分） ※メニュー事業の全体		老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3878)						
令和8年度当初予算額 86億円（97億円）※（）内は前年度当初予算額								
1 事業の目的		○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。						
2 事業の概要・実施主体等		都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績：44都道府県）※下線(令和8年度拡充)						
<table><tr><th>参入促進</th><th>資質の向上</th><th>労働環境・処遇の改善</th></tr><tr><td>○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化 ○ 人材確保のためのボランティア活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援 ○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化 ○ 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援 ○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援 ○ 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援等</td><td>○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援等</td><td>○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、孤立支援等環境整備 ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更) ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ○ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援等</td></tr></table>		参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善	○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化 ○ 人材確保のためのボランティア活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援 ○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化 ○ 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援 ○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援 ○ 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援等	○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援等	○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、孤立支援等環境整備 ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更) ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ○ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援等	
参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善						
○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化 ○ 人材確保のためのボランティア活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援 ○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化 ○ 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援 ○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援 ○ 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援等	○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援等	○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、孤立支援等環境整備 ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更) ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ○ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援等						
○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置 ○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援		○ 離島、中山間地域等への人材確保支援						

(参考資料2)

【○介護支援専門員の確保・資質向上や
介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】

令和7年度補正予算額 96百万円(16億円の内数)

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3936)

施策名:介護支援専門員資質向上推進事業

① 施策の目的

- 利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、研修受講に当たった負担軽減を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る取組を実施することが必要。
- 令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても、全国統一の実施が望ましい科目について、国レベルで一体的に作成する方策やオンライン受講の推進など、受講者の負担を大幅に軽減する方策について検討することや、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進について盛り込まれたところ。
- そのため、ケアマネジャーの研修教材等の作成やオンライン受講の推進を行うとともに、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進等を行うことにより、研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図る。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ケアマネジャーの法定研修について全国統一の実施が望ましい科目の講義動画や教材を作成し、オンラインで提供できるようにするとともに、ケアマネジメントの質の向上を図るため、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進や必要な更新等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

国

委託

民間団体等

① 介護支援専門員法定研修教材作成事業
(概要)
全国統一の実施が望ましい科目について、講義動画や教材を作成し、オンラインで提供できるようにする。



② 適切なケアマネジメント手法普及促進事業
(概要)
適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進を図るため、他職種・保険者へのセミナー等の開催や、有識者等による委員会を設置し手法の更新等を行う。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ケアマネジャーの研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図る取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

2. (3) ケアマネジャー(介護支援専門員)の更新制の廃止・研修の見直し

ケアマネジャーの更新制は、5年ごとの更新時に研修受講を義務付けることで、専門知識の向上を図る仕組みです。利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**です。一方で、更新制に紐付く研修は**時間的・経済的な負担が大い**との声もあり、**研修の在り方について見直し**が求められていました。

見直し内容

① 更新制の廃止

研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止します。

② 研修の在り方の見直し

専門職としての質の確保・向上は引き続き重要であり、定期的な研修の受講は継続しますが、**柔軟に受講できるようにします**。

(※) あわせて、現行の再研修に代わって、離職後に生じた制度変更等の知識のアップデートを目的とした、簡素な研修の仕組みを新設予定

③ 事業者の役割の明確化

事業者に対しても、**従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、必要な措置を講ずる義務**を課します。

(例：受講時間の確保、受講状況の確認 等)



現行の更新研修（2回目以降の場合）

- 資格更新の要件としての研修
- 32時間の研修を決められた日（概ね4～9日前後）に受講

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
講義／演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	25
合 計		32

見直し後に定期的に受講する研修のイメージ

- 研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止
- 一度交付を受けた資格は、期限により失効することはありません。
- 一定期間（例：5年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
- 初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
- 国による教材の一元作成や（※）、オンライン受講を推進します。

(※) 研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。

施行日：法律の公布後1年6月以内に政令で定める日

5. 介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について

(1) 介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保に関する対策について

令和8年6月1日、埼玉県川口市において、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者宅で危害を加えられ死亡する事件が発生したことを受けて、厚生労働省では、6月3日付で各都道府県・市町村あて事務連絡を発出したところ。

厚生労働省では、これまでも、ケアマネジャーを含む介護従事者の方々の安全確保の観点から、

- ・ 事業者向けにハラスメントに対応するためのマニュアル等の作成（※1）や、
- ・ 自治体による介護事業所のハラスメント対策への助成（※2）

等の支援を行ってきたところであるが、今回の事務連絡においては、

- ・ 警察等への相談・連携等を含め、安全確保に関する対策を改めて周知するとともに、
- ・ 安全確保の観点から、ケアマネジャーが利用者宅に複数名で訪問する場合の経費について、補助の対象となることを明確化し、積極的な活用をお願いしたところ。

各都道府県においては、本事務連絡について改めて確認いただき、管内の居宅介護支援事業所等に周知いただくとともに、関係機関と連携の上、必要な対策を積極的に講じていただくようお願いしたい。

なお、本年10月には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）」が施行され、介護事業者を含むすべての事業主に対して、カスタマーハラスメントを防止するための雇用管理上、必要な措置が義務付けられることとなる。

今後は、介護分野においても、カスタマーハラスメントの防止に関して、令和8年2月に告示された「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（※3）の内容を十分に踏まえつつ、介護事業者が取り組むべき具体的な内容を検討し、社会保障審議会介護給付費分科会等でご議論いただいた上で、運営基準への位置づけ等の必要な措置を講じる予定である。あわせて、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」についても見直しを行いお示しする予定である。

(※1)

- ・ 「介護現場におけるハラスメント対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

(※2) 地域医療介護総合確保基金により、介護従事者等に対して実施する研修や相談窓口の設置、安全対策に係る費用に加え、ホームヘルパーについては複数人対応については職員の補助者として同行する者への謝金等を助成

(※3) 事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針

- ・ 「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

- ・ リーフレット「令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001700033.pdf>

（２）介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保対策のための国の支援について

ケアマネジャーの安全確保のための国の支援として、令和７年度補正予算（令和８年度に繰越済み）に計上している「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業」において、ケアマネジャーが利用者宅に複数名で訪問する場合の経費（介護支援専門員等の同行訪問による経費）について補助できる旨お示ししたところであるが、当該事業については、６月２３日付で国庫補助の追加協議を開始し、併せて事業のＱ＆Ａに係る事務連絡を発出したところ。また、「地域医療介護総合確保基金」の中の同事業についても国庫補助協議の期限延長を通知している。

各都道府県においては、これらを十分にご確認いただくとともに、積極的な活用を改めてお願いします。なお、活用にあたっては、令和８年度（令和７年度繰越分）介護保険事業費補助金を優先的にご検討いただきたい。

地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業

令和8年度当初予算額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の86億円の内数（一）※0内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 14億円

1 事業の目的

- 複合的な課題を抱える高齢者の増加に伴い、ケアマネジャーの役割の重要性が増大している一方で、ケアマネジャーの人数や居宅介護支援事業所数は減少傾向にある。利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、なり手を確保していくことが喫緊の課題である。
- こうした中で、地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、地域の特性に応じたケアマネジャーの人材確保体制の構築やタスクシフト支援、事業所規模や地域の特性に合わせた経営改善支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

①介護支援専門員人材確保支援事業

(1) 概要

地域におけるケアマネジャーの人材確保のため、中山間・離島等地域における採用活動の支援、「潜在ケアマネジャー」の復職等、人材確保に資する取組等を支援する。

(2) 補助対象経費（例）

ア、中山間・離島等地域における採用活動

イ、「潜在ケアマネジャー」の実態把握や事業所とのマッチング、復職後の相談対応や環境整備の支援 等

②介護支援専門員業務負担軽減支援事業

(1) 概要

介護支援専門員の業務負担軽減のため、事務的な業務のタスクシフト支援、シャドウトークに関する相談窓口の設置等の取組を支援する。

(2) 補助対象経費（例）

ア、事務職員の採用や研修の支援

イ、公共的な団体による業務の受け皿創設支援

ウ、シャドウトークに関する相談窓口の設置

エ、その他業務負担軽減に必要な支援

③居宅介護支援事業所経営改善支援事業

(1) 概要

居宅介護支援事業所等の経営改善のため、専門家の派遣やケアマネジャーが長く働き続けられる勤務環境の整備等を支援する。

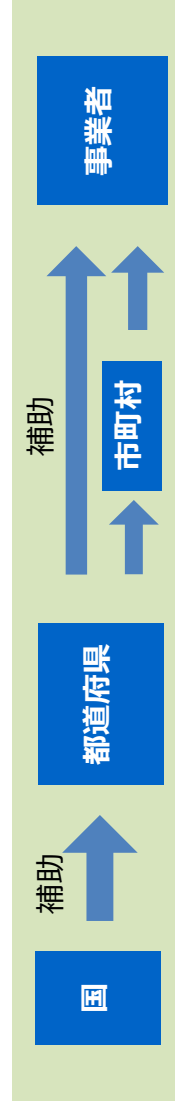
(2) 補助対象経費（例）

ア、コンサルの派遣による、加算の新規取得や職員の待遇改善、大規模化・協働化等の経営改善支援

イ、利用者確保のための広報活動支援

ウ、その他経営改善に必要な支援

実施主体：都道府県
負担割合：国：2／3、都道府県1／3



(参考資料 2)

「介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について」

(介護保険最新情報 vol.108, <https://www.mhlw.go.jp/content/001707964.pdf>)

事 務 連 絡

令和 8 年 6 月 3 日

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について

平素より介護保険行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、埼玉県川口市において、介護支援専門員が利用者宅で危害を加えられ、死亡する事件が発生しました。

本件は現在警察による捜査が進められているところであり、詳細な経緯等は明らかではありませんが、このような事件を未然に防ぐため、介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保を図ることが重要です。

介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保に関する対策について、以下のとおり整理しましたので、各都道府県・市町村におかれては、改めて確認・留意いただき、管内の居宅介護支援事業所等に周知いただくとともに、関係機関と連携の上、必要な対策を積極的に講じていただく等、介護支援専門員の十分な安全確保を図るよう、お願いいたします。併せて、その他の介護従事者についても、引き続き必要な安全確保策が図られるようお願いいたします。

なお、今回の事案を受けて、一般社団法人日本介護支援専門員協会から、別添のとおり声明文が公表されています。厚生労働省としても、同協会を始めとする関係者と連携しつつ、引き続き介護支援専門員等の安全確保に係る取組を推進してまいります。

1. 介護サービス事業者による安全確保

(1) 利用者や家族等との間で深刻なトラブルになるおそれがある事案に係る安全確保対策については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」等の解釈通知において、介護サービス事業者が講ずることが望ましい措置を明確化しているところ、令和 7 年 6 月に成立した「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号）」において、カスタマーハラスメントの防止のため、雇用管理上必要な措置がすべての事業主に義務付けられたところです（令和 8 年 10 月施行）。

(2) 事業主による雇用管理上の措置については、介護事業者向けの対応マニュアル等によりお示ししており(※)、特に、

- ・ 介護事業者がハラスメントに対応するためには、個々の職員で対応するのではなく、組織として必要な体制を構築し、あらかじめリスク要因の把握を行い、ハラスメントの予防や対策に向けた基本方針や具体的な対応について検討すること
- ・ 個々の事業所だけでの対応が困難な場合に備えて、近隣の他の施設等との情報共有の機会を作るために、地域ケア会議での共有、医師等の他職種、保険者、地域包括支援センター、保健所、地域の事業者団体、法律の専門家又は警察等への相談・連携等、日頃から地域の関係者と連携して、相談や地域全体で対応できる体制を築いておくこと

が重要です。

2. 対策実施のための国による支援

(1) 暴力への対応を含め、介護現場でのハラスメント対策を推進するため、厚生労働省において、「地域医療介護総合確保基金」により、自治体が介護従事者等に対して実施する研修や相談窓口の設置等に対する助成を行っています。

(2) また、介護支援専門員の安全確保のため、利用者宅に複数名で訪問する場合の経費(介護支援専門員等の同行訪問による経費)については、令和7年度補正予算(令和8年度に繰越済み)に計上している「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業」の中の「介護支援専門員業務負担軽減支援事業」(地域医療介護総合確保基金の中の「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業」も同様)を活用することが可能です。

※ 利用者又は利用者の家族等からのハラスメントに関しては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」や管理者・職員向けの研修用の手引き、介護現場におけるハラスメント事例集を作成し、厚生労働省 HP

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) において周知を行っています。

(別添)

令和8年6月2日

声 明

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴口 里則

令和8年6月1日に発生しました、埼玉県川口市における介護支援専門員の殺害事件について、深い哀悼の意を表します。

亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族及び関係者の皆さまに心よりお悔やみ申し上げます。

本件は現在、警察による捜査が進められており、詳細な経緯や背景については明らかになっておりません。当協会としても、憶測に基づくコメントは差し控え、捜査の進展を注視してまいります。

このような事件はいかなる事情があるとしても、断固として許されるものではありません。国民の福祉の増進のために尽力している専門職として、その善意を踏みにじる行為と言わざるを得ません。私たちは、このような事件に屈することなく、これからも高齢者およびその家族の生活の安寧のために邁進してまいりますことを、ここに宣言いたします。

最後に、今回の事件により不安を抱えている全国の介護支援専門員の皆さまに対し、当協会としても、訪問時の安全確保に関する実務的な支援を強化し、必要な取り組みを進めてまいります。

以上